

奈良県告示第九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十一年四月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

八ッ川（イ）地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

五條市西吉野町八ッ川四〇一番	一号	
〃	三七五番	二号
〃	三七九番一	三号
五條市西吉野町尼ヶ生七八九番三	四号	
五條市西吉野町八ッ川四〇三番二	五号	
〃	三九三番	六号